

令和6年度

市町村・県民税

# 特別徴収のしおり

特別徴収についての問い合わせ先

**伊那市役所 税務課 市民税係**

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地  
電話 0265 (78) 4 1 1 1 内線 2235~2239  
FAX 0265 (74) 1 2 5 1

**辰野町役場 住民税務課 住民税係**

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地  
電話 0266 (41) 1 1 1 1  
FAX 0266 (41) 0 5 7 5

**飯島町役場 住民税務課 税務係**

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島2537番地  
電話 0265 (86) 3 1 1 1  
FAX 0265 (86) 2 2 2 5

**中川村役場 住民税務課 税務係**

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045番地1  
電話 0265 (88) 3 0 0 1  
FAX 0265 (88) 3 8 9 0

**駒ヶ根市役所 総務部 税務課 市民税係**

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号  
電話 0265 (83) 2 1 1 1 内線 273~275  
FAX 0265 (83) 4 3 4 8

**箕輪町役場 住民税務課 住民税係**

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地  
電話 0265 (79) 3 1 4 6 (直通)  
FAX 0265 (79) 0 2 3 0

**南箕輪村役場 財務課 税務係**

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1  
電話 0265 (72) 2 3 2 1 (直通)  
FAX 0265 (73) 9 7 9 9

**宮田村役場 住民課 税務係**

〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村98番地  
電話 0265 (85) 3 1 8 2 (直通)  
FAX 0265 (85) 4 7 2 5

## 目

### ◇特別徴収のあらまし

1. 市町村・県民税の特別徴収について ----- 1
2. 特別徴収義務者の指定について ----- 1
3. 特別徴収税額通知書の取扱いについて ----- 1

### ◇特別徴収事務処理要領

1. 特別徴収の方法と納入について ----- 2
2. 月割額の変更について ----- 2
3. 納税者に異動が生じた場合 ----- 2
4. 退職者等の未徴収税額の取扱いについて ----- 2
5. 特別徴収税額を滞納したとき ----- 3
6. 通知税額に不服のある場合 ----- 3

### ◇特別徴収の納期の特例について ----- 4

## 次

### ◇退職所得に対する市町村・県民税の取扱いについて

1. 退職所得の金額 ----- 4
2. 特別徴収すべき税額の計算方法 ----- 5
3. 納入について ----- 5

### ◇特別徴収納入書の取扱いについて ----- 6～7

### ◇給与所得者異動届出書について ----- 8

- 異動届出書記載例 1.退職(特別徴収→普通徴収)-- 9  
異動届出書記載例 2.退職(一括徴収)----- 10  
異動届出書記載例 3.就職(特別徴収の開始)----- 11  
異動届出書記載例 4.転勤(特別徴収の継続)----- 12  
異動届出書用紙 5枚  
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書 1枚

## 特別徴収のあらまし

### 1. 市町村・県民税の特別徴収について

特別徴収とは、納税者の便宜を図る目的から、市町村長により特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者が、毎月支払う給与等から市町村・県民税を徴収し、本人に代わって納めていただく制度のことです。

### 2. 特別徴収義務者の指定について

市町村長は、地方税法第 321 条の 4 および各市町村条例の規定により、4 月 1 日現在の給与支払者（源泉徴収義務者）を特別徴収義務者に指定します。

なお、任意に指定取消の申出や、指定拒否はできません。

### 3. 特別徴収税額通知書の取扱いについて

○特別徴収義務者への通知……市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

→ 特別徴収義務者の納入すべき月割額の確認に使用します。

○納税者（従業員）への通知……市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

→ 5 月 31 日までに納税者本人にお渡しください。

※今回送付分に、退職・転勤等により特別徴収できない納税者が含まれていた場合は、5 月 17 日までにご連絡ください。

## 特別徴収事務処理要領

### 1. 特別徴収の方法と納入について

「特別徴収税額通知書」による納税者の月割額を給与等支払いの際徴収し、徴収した月の翌月 10 日（土曜日の場合は翌々日、休日の場合は翌日）までに別綴りの納入書により納入してください。取扱い金融機関については納入書綴の表紙裏面を参照してください。

なお、特別徴収税額通知書が各納税者（従業員）の月割額の合計を示していますので、その月額と納入金額との照合を忘れずに行なってください。納入金額（徴収額）と通知書の金額が合わないときは、必ず市町村役場税務担当課にご連絡ください。（退職者については、下記 4 と 4 ページをご覧ください。）

### 2. 月割額の変更について

特別徴収税額は年の途中で変更になる場合があります。この場合には、

- 特別徴収義務者への通知……給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
- 納税者（従業員）への通知……給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

を送付しますので、変更後の月割額により徴収してください。

※納入の際は、納入書の記入が必要です。6 ページを参照の上、記入ください。

### 3. 納税者に異動が生じた場合

退職・転勤・休職等により給与等の支払いがなくなる場合には 8 ページを参照していただき、給与を支払わないこととなった日の属する月の翌月 10 日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。（9～12 ページの記載例を参考にしてください）

異動届出書の提出が遅れますと、退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額とみなされ、督促状を送付することがありますので、すみやかに提出をお願いします。

### 4. 退職者等の未徴収税額の取扱いについて（地方税法第 321 条の 5 第 2 項）

(1) 退職等により未徴収税額がある場合には、次により事業所で一括徴収してください。

- ① 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間は、本人の了解を得て未徴収税額を給与等から一括徴収してください。（異動届出書に本人の確認欄があります。）

- ② 1月1日から4月30日までの間は、一括徴収が義務付けられています。本人の了解を得る必要はありませんので、未徴収税額を給与等から一括徴収してください。
- ③ 一括徴収した税額は、次に納期の到来する月の特別徴収月割額に加算し、納入してください。  
(退職所得に対する税額とは異なりますので、納入書の記載にはご注意ください。)
- ④ 異動届出書に必要事項を記入し、すみやかに提出してください(記載例を参考にしてください。)

(2) 一括徴収ができない場合は、次によってください。

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収」欄の「3. 普通徴収」に○印をし、その他必要事項を記入の上、提出してください。異動届出書が提出されますと、未徴収税額を普通徴収(個人納付)に切り替え、納税者に直接通知します。ただし、10月以降に受理した異動届出書についての未徴収税額は、一回の納期で納めていただくこととなりますので、従業員の方にその旨お伝えください。

## 5. 特別徴収税額を滞納したとき(地方税法第326条・第329条・第330条・第331条等)

督促状を発した日から10日を経過した日までに税金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

この税金を納期限までに完納しないときは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(その年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合<以下「延滞金特例基準割合」が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合<当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した延滞金と、督促状を発した場合は各市町村条例の規定により督促手数料(1通につき100円)が徴収されます。

## 6. 通知税額に不服のある場合

通知した税額に不服のある場合は、通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、指定番号・氏名・市町村整理番号および理由を明記し、文書で提出してください。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として特別徴収税額決定の取消しの訴えを提起することができます。詳しくは特別徴収税額の決定(変更)通知書をご覧ください。

## 特別徴収の納期の特例について (地方税法第 321 条の 5 の 2)

給与の支払いを受けるものが、常時 10 人未満である事務所・事業所の特別徴収義務者に限り、市町村長の承認を受けて、その事務所・事業所において支払った給与について徴収した特別徴収税額を 2 回（11 月分、5 月分）の納期によって納入することができます。詳細につきましては、市町村役場税務担当課までお問い合わせください。

## 退職所得に対する市町村・県民税の取扱いについて (地方税法第 328 条・第 328 条の 4)

退職所得に対する個人の市町村・県民税は、退職手当等の支払者が退職所得の金額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を徴収することとされています。

### 1. 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

(右表により確認してください。)

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額(※1)) × 1/2(※2)  
1,000 円未満の端数切捨て

#### ※1 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が 20 年以下の場合

40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)

ロ 勤続年数が 20 年を超える場合

800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記の金額に 100 万円を加算した金額が控除されることとなります。

#### ※2 平成 25 年 1 月 1 日以降の勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職手当について、退職所得控除を差し引いた残額を 2 分の 1 にする措置が廃止されました。

また、令和 4 年 1 月 1 日以降は、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外への退職手当について、退職所得控除を差し引いた残額のうち 300 万円を超える部分についても、2 分の 1 にする処置が廃止されました。

○源泉徴収のための退職所得控除額の表 (所得税法別表第六)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2 年以下	800 千円	1,800 千円	25 年	11,500 千円	12,500 千円
3 年	1,200	2,200	26 年	12,200	13,200
4 年	1,600	2,600	27 年	12,900	13,900
5 年	2,000	3,000	28 年	13,600	14,600
6 年	2,400	3,400	29 年	14,300	15,300
7 年	2,800	3,800	30 年	15,000	16,000
8 年	3,200	4,200	31 年	15,700	16,700
9 年	3,600	4,600	32 年	16,400	17,400
10 年	4,000	5,000	33 年	17,100	18,100
11 年	4,400	5,400	34 年	17,800	18,800
12 年	4,800	5,800	35 年	18,500	19,500
13 年	5,200	6,200	36 年	19,200	20,200
14 年	5,600	6,600	37 年	19,900	20,900
15 年	6,000	7,000	38 年	20,600	21,600
16 年	6,400	7,400	39 年	21,300	22,300
17 年	6,800	7,800	40 年	22,000	23,000
18 年	7,200	8,200	41 年以上	22,000 千円に、勤続年数が 40 年を超える 1 年ごとに 700 千円を加算した金額	23,000 千円に、勤続年数が 40 年を超える 1 年ごとに 700 千円を加算した金額
19 年	7,600	8,600			
20 年	8,000	9,000			
21 年	8,700	9,700			
22 年	9,400	10,400			
23 年	10,100	11,100			
24 年	10,800	11,800			

## 2. 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得に対する個人の市町村・県民税は、退職所得の金額に、税率（市町村税は、6%、県民税は、4%）を適用したものが税額です。なお、退職所得に係る市町村・県民税の特別徴収税額早見表が必要な場合は、市町村役場税務担当課までお問い合わせください。

(参考) 特別徴収税額計算の流れ  $A + B =$  特別徴収税額

退職所得の金額 (※1)	×	税 率		=	特別徴収税額 (※2)	
		市町村民税	県 民 税		市町村民税額	県民税額
		6%	4%		A	B

※1 退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。

※2 特別徴収税額（市町村民税額、県税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

## 3. 納入について

- (1) 納 入 : 徴収した退職所得に対する税額は、徴収した月の翌月 10 日（土曜日の場合は翌々日、休日の場合は翌日）までに納入してください。
- (2) 納入書 : 給与に係る納入書と同一のものを使用してください。給与分欄に当月の給与に係る特別徴収税額を、退職所得分の欄には退職金から徴収した退職所得に対する税額を記入し、合計額欄に合計額を記入してください。また、裏面の退職所得に係る納入申告書にも記入をお願いします。  
マイナンバー法施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる退職手当等について、納入申告書に法人の方の場合は法人番号、個人事業主の方の場合は個人番号の記載が必要となります。

※個人事業主の場合

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載が必要となりますが、納入書と納入申告書を別々で提出する必要があります。

その際、納入申告書については、金融機関を経由することなく、市町村役場税務課へ提出してください。（金融機関では個人番号を取り扱うことができません。）

## 特別徴収納入書の取扱いについて

◎納入書には当初課税の納入額が印字（①欄）されていますので、月割額等の変更がない場合の納入は②欄以下の記入は必要ありませんので、このままの状態で納入してください。また、納入書は直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げないでください。

長野県		個人市町村民税 個人県民税		納入済通知書 ㊦	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
年	月分	指定番号		納入金額(1) ① 円	
ID	算定期割C/D	納 入 金 額 欄 に 〒 記 号 は 記 入 し な い で く だ さ い	給与分 一括徴収 分を含む	②	
コード	調定年度 収内		退職 所得分	③	
科目	詳細 年度分 納 C/D		延滞金		
納期限	令和 年 月 日		督促 手数料		
取りまとめ店		(2)	合計額	④	
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称		納		

### ◎記入の必要がある場合

- 納入金額に変更がある場合
    - 月割額等の変更により当初課税の月割額と納入額が異なる場合、納入書はその月分を使用し、変更後の月割額を給与分②と合計額④の2ヶ所へ必ず記入してください。
    - 金額の頭に〒記号を記入しないでください。
    - 年、月分、指定番号等の記入は不要ですので記入しないでください。
  - 納入書の使用月を間違えた場合
    - 後部に付いている予備の用紙へ、年・月分と②以下の欄を記入してください。

年 月分  
(例) 令和6年度7月分      令和 

0	6	0	7
---	---	---	---
- ・納入金額にも変更がある場合は、(1)を参考に記入してください。



長野県			個人市町村民税 個人県民税			納入済通知書 ㊦						
市区町村コード		口座番号		加入者名								
年	月分	指定番号		納入金額(1)								
							① 円					
ID	算定期割C/D	納 入 金 額  (2)	給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円
コード	調定年度 取内		退職 所得分	②								
科目	詳細 年度分 納 C/D		延滞金	③								
納期限	令和 年 月 日		督促 手数料									
取りまとめ店		合計額	④									
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地  氏名 又は 名称		納									

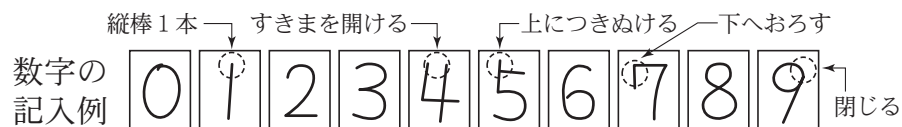
納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください

(3) 退職所得に対する税額がある場合

- ・ 給与分②にその月の月割額を、退職所得分③に退職所得に対する税額を、合計額④に②、③の合計額を記入してください。
- ・ 裏面の納入申告書への記入もお願いします。

(裏面)

市町村民税 県民税		納入申告書										(受付印)
市町村民税		令和 年 月 日 提出										
市町村民税		年 月分		人員		人						
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴収 税 額	市町村民税											
	県民税											
<p>地方税法50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</p>												
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地		印										
氏名又は 名称												
法人番号又は 個人番号												



この納入書はコンピュータで処理しますので、上記の記入例をよくみて □ からみ出さないように丁寧に記入してください。

## 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書について

異動があるときは非課税の方も含めて提出してください

- ◎給与所得者異動届出書は事業所（従業員）と市町村役場を結ぶ重要な書類です。  
従業員の方に異動が生じた場合、すみやかに提出をお願いします。（翌月 10 日まで）
- ◎記載にあたっては、9～12 ページの記載例を参考にしてください。  
貴事業所で徴収された月および未徴収税額の納入方法については、必ず記入してください。
- ◎1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- ◎地方税電子申告システム（エルタックス）による提出が便利です。ご利用にあたってはエルタックスのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。

### 提出について

異動の内容により届出書の提出方法が異なりますのでご注意ください。

- 退職・休職の場合 事業所 → 市町村役場（記載例 1・2 参照）

届出書の A 欄に記入の上、事業所から直接市町村役場へ提出。

なお、未徴収税額を一括徴収される場合は、B 欄への記載をお願いします。

- 就職の場合 新事業所 → 市町村役場（記載例 3 参照）

届出書 A 欄の給与所得者の氏名および D 欄に事業所名を記入の上、市町村役場へ提出。

なお、従業員に普通徴収税額がある場合は、納付済期を確認の上、C 欄への記載をお願いします。

- 転勤・転職の場合 旧事業所 → 新事業所 → 市町村役場（記載例 4 参照）

1. 旧事業所での処理……A 欄および C 欄に記入し新事業所へ送付。

2. 新事業所での処理……C 欄の月を確認の上、D 欄に記入し市町村役場へ提出。

「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。  
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

※給与所得者が転居したことにより、現在市町村民税・県民税を課税している市町村と、次年度分の給与支払報告書を提出した市町村が異なる場合には、両方の市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

**記載例 1. 退職（特別徴収→普通徴収）**  
**給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書**  
**特別徴収**

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による町特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所（課税地の市町村長に送付してください）、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
 4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

A 令和 6 年 10 月 15 日 〇〇 市町村長殿	給与支払者	所在地	郵便番号	〇〇市〇〇町 3050 番地											
	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称	(株)伊那商会												
		代表者の職氏名	伊那五郎												
		個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
フリガナ	宮田 シオリ	氏名	宮田 しおり												
生年月日	S60 年 9 月 20 日	(旧姓)	上杉												
個人番号	9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	特別徴収税額 (年税額)	80,300円												
受給番号		徴収済税額 (イ)	6 月から 10 月まで 34,100円												
1月1日現在の住所	中川村 大草 1000	未徴収税額 (ウ)	11 月以降 46,200円												
異動後の住所	伊那市下新田 3382-2	異動年月日	令和 6 年 10 月 15 日												

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。  
 (1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

B 一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定		① 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。 ② 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。 ③	
	1. 異動が12月31日までで、申出があったため 月 日申出	徴収予定月	徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
		・	円		円
	2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円		円
異動者印	・	円	円	一括徴収しない理由	

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C 1. 就職 2. 転勤 3. その他 のうち、 該当番号 番により、 普通徴収の 期から 4 期までを 月分から 特別徴収し納入する。	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号		
	フリガナ		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話 番号	係	
	名称			氏名	
	代表者の職氏名		電話	( )	番
個人番号 又は法人番号			給与支払方法 及びその期日		特徴納入書 の 送 付 必要 不要

※ 処 理 事 項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
	特別徴収義務者 指 定 番 号	0 1 6 5 4 3 2 1		
	整 理 番 号	0 0 2 1		
	連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話 番号	係	経 理 係	
	氏名	木 村 剛		
	電話	( 0265 ) 12 - 2345 番		
異動の事由 ① 退職 (普・障)	異動後の未徴収 税額の徴収	一括徴収した税額は		
2. 転 勤	1. 特別徴収継続	月 分 で		
3. 休 職	2. 一括徴収	納 入 し ます。		
4. 長期欠勤	③ 普通徴収	月 日		
5. 死 亡	※3を選択した場 合は、一括徴収で きない理由を選 択してください。	納 入		
6. 合 併				
7. 会社解散				
8. 住所誤報				
9. その他 (特別徴収不可)				
*「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。				
1 普 B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)			
2 普 C	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額〇〇万円以下)			
3 普 D	給与の支払いが不定期 (例:給与の支払いが毎月でない)			
4 普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)			

**記載例 2. 退職（一括徴収）**  
**給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書**  
**特別徴収**

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

令和 6 年 12 月 24 日	〇〇 市町村長殿	給与者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	〇〇市△△ 1500番地											
			名称	(有)辰野建材												
			代表者の職氏名	山田 一朗												
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
給与所得者			フリガナ	イナバ タテン												
			氏名	稲葉 建												
			生年月日	S32年 7月 21日			(旧姓)									
			個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
			受給番号	南箕輪村 300												
			1月1日現在の住所	同上												
			異動後の住所	同上												
			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	104,900円												
			(イ) 徴収済税額	6月から12月まで 61,400円												
			(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	1月以降 43,500円												
			異動年月日	令和 6 年 12 月 31 日												

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。  
 (1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

<b>B</b> 一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収しない理由
	1. 異動が12月31日までで、申出があったため (12月31日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	
	2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	12・28	8,700円	43,500円	
	異動者印				

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1. 就職 2. 転勤 3. その他 のうち、該当番号 番により、普通徴収の 期から 4期までを 月分から 特別徴収し納入する。	給与者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号													
		フリガナ														
		名称														
		代表者の職氏名														
		個人番号 又は法人番号														
受給番号																
		特別徴収義務者 指定番号														
		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号														
		係														
		氏名														
		電話														
		給与支払方法及びその期日														
		特徴納入書の送付		必要	不要											

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
特別徴収義務者 指定番号	00000174		
整理番号	0001		
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	給与係	
	氏名	山田 まゆ	
	電話	(0266) 00 - 0123 番	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収した税額は	
① 退職 (普・障)	1. 特別徴収継続	1 月分	
2. 転勤	② 一括徴収	納入します。	
3. 休職	3. 普通徴収	2 月10 日	
4. 長期欠勤	※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。	納入	
5. 死亡			
6. 合併			
7. 会社解散			
8. 住所誤報			
9. その他 (特別徴収不可)			
* [9.その他(特別徴収不可)] を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 普 B	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)		
2 普 C	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額〇〇万円以下)		
3 普 D	給与の支払いが不定期 (例: 給与の支払いが毎月でない)		
4 普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所(課税地の市町村長)に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
 4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

**記載例 3. 就職（特別徴収の開始）**  
**給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書**  
**特別徴収**

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所（課税地の市町村長）に送付してください。「給与所得者の欄（個人番号）」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者の個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
 4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

A 令和 6 年 9 月 8 日 〇〇 市町村長殿	所在地	郵便番号										
	名称											
	代表者の職氏名											
	個人番号又は法人番号											
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日							
フリガナ	ハセベ コウシ	円		円	円	令和 年 月 日						
氏名	長谷部 浩志											
生年月日	H 6 年 2 月 9 日 (旧姓 )											
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7											
受給者番号												
1月1日現在の住所	箕輪町大字中箕輪 5 3 1											
異動後の住所	同上											

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。  
 (1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

B 一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定		① 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。 ② 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。 ③	
	1. 異動が12月31日までで、申出があったため 月 日申出	徴収予定月	徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
	2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円	円		円
	異動者印	円	円		円

※ 処 理 事 項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	0 0 3 5 7 9 0 0		
整理番号			
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	給与係	
	氏名	名取 ちえみ	
電話	(0265) 99 - 9999 番		
異動の事由	1. 退職(普・障)	2. 転勤	3. 休職
	4. 長期欠勤	5. 死亡	6. 合併
	7. 会社解散	8. 住所誤報	9. その他 (特別徴収不可)
異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続	2. 一括徴収	3. 普通徴収
一括徴収した税額は	月分 で 納入します。		
	※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。		
	月 日 納入		
*「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 普 B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)		
2 普 C	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額〇〇万円以下)		
3 普 D	給与の支払いが不定期 (例:給与の支払いが毎月でない)		
4 普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C 1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、 該当番号 番により、 普通徴収の 3 期から 4期までを 10 月分から 特別徴収し納入する。	所在地	郵便番号	〇〇郡△△町 3 3 3 番地									
	フリガナ	コマガネ コウギョウ										
	名称	(株) 駒ヶ根工業										
	代表者の職氏名	加藤 晴彦										
個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
受給者番号	給与支払方法 25日締め 30日支払		特別徴収義務者指定番号		0 0 3 5 7 9 0 0		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		(0265) 99 - 9999 番		給与納入書の送付 必要 不要	

記載例4. 転勤（特別徴収の継続）  
給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

A 令和6年10月12日 〇〇市町村長殿	所在地	郵便番号	〇〇市△△2525										
	名称	(株)中川通運 〇〇支店											
	代表者の職氏名	滝沢 祐二											
	個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
フリガナ	イジマ コウイチ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日						
氏名	飯島 光一	134,500円	6月から 11月まで		12月以降		令和6年						
生年月日	S45年10月15日 (旧姓)		67,300円		67,200円		11月29日						
個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8												
受給者番号													
1月1日現在の住所	伊那市 高遠町 西高遠20												
異動後の住所	飯島町 飯島3800												

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。  
(1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

B 一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定			① 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。 ② 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。 ③
	1. 異動が12月31日までに、申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	
	2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	
	異動者印	・	円	円	

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C 1.就職 2.転勤 3.その他のうち、 該当番号 番により、 普通徴収の 期から 4期までを 12 月分から 特別徴収し納入する。	所在地	郵便番号	〇〇町〇〇6500番地										
	フリガナ	ナカガワ ツウウン											
	名称	(株)中川通運											
	代表者の職氏名	北村 徹											
個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
特別徴収義務者 指定番号	00246800												
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	庶務係											
	氏名	北村 秋子											
	電話	(0265) 77 - 0000番											
給与支払方法及びその期日	〇日締め 〇日支払												
特徴納入書の送付	必要	不要											

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
	特別徴収義務者 指定番号	00135790		
	整理番号	0001		
連絡者の係 及び氏名並びにその 電話番号	係	人事係		
	氏名	松本 由香		
	電話	(0265) 70 - 0000番		
異動の事由 1. 退職(普・障) ② 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 合併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収 税額の徴収	① 特別徴収継続		
		2. 一括徴収		
		3. 普通徴収		
		※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。		
	一括徴収した税額は	月分 納入します。 月 日 納入		
* [9.その他(特別徴収不可)] を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。				
1 普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)			
2 普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額〇〇万円以下)			
3 普D	給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月でない)			
4 普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)			

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所(課税地の市町村長)に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。









